

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	南部馬淵川漁業協同組合							
	住 所	二戸市金田一字大釜42番地 6							
2 漁業権の免 許番号	内共第17号（馬淵川）								
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間				
		あゆ	友釣り	馬淵川と安比川と の合流点から下流 の馬淵川本支流及 び同合流点から上 流の安比川本支流 の免許区域	7月1日から12月31日の期間内 で組合が定めて公表する期間				
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで				
		さくらます	〃	〃	4月1日から6月30日まで				
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで				
		うなぎ	置釣り	〃	1月1日から12月31日まで				
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃				
		こい	餌釣り	〃	〃				
		かじか	餌釣り 擬餌釣り	〃	6月1日から9月30日まで				
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範 囲を制限することがある。								
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間				
		馬淵川舌崎発電所下山井用水取水口えん堤上流端 の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の 下流200メートルの地点までの間の区域			1月1日から12月31日まで（9月 10日から10月10日までのあゆの友 釣りによる採捕を除く。）				
		安比川二戸市浄法寺町滝見橋上流端の上流200メ ートルの地点から同下流端の下流100メートルの 地点までの間の区域							
	(3) 漁具漁法の 制限	次に掲げる漁具漁法は、禁止する。 ア 馬淵川と安比川の合流点から下流の馬淵川本流及び同合流点から上流の安比川本 流の区域における5月1日から6月30日までの間の毛針釣り（ルアーを除く。） イ 馬淵川と安比川の合流点から下流の馬淵川本支流及び同合流点から上流の安比川 本支流の区域における1月1日から12月31日までの間のまき餌釣り（餌容器の使用 を含む。）							
	(4) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長				
やまめ（ひかりを含む。）			15センチメートル以下						
いわな			〃						
うなぎ			30センチメートル以下						
うぐい			15センチメートル以下						
こい			20センチメートル以下						
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所		
								(1) 一般遊漁料	全魚種
	やまめ さくら ます いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り							
	うなぎ	置釣り							
	こい	餌釣り							
	雑 魚	やまめ さくら ます いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	1,000円	6,000円				
	うなぎ	置釣り							
	こい	餌釣り							
	ア 小学生以下は、無料とする。 イ 中学校生徒、肢体不自由者並びに二戸市及び八幡平市旧安代町の区域に住居を置 く75歳以上の者は、半額とする。								

		ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。				
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	全魚種	あゆ	友釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所
		やまめ さくら ます いwana うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り			
		うなぎ	置釣り			
		こい	餌釣り			
		雑 魚	やまめ さくら ます いwana うぐい かじか			
	うなぎ	置釣り				
こい	餌釣り					
5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。					
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。					
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。					
8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。					